

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示 …… 教育財務課 1頁

告 示

三重県教育委員会告示第28号

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年10月27日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年三重県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第5条 授業料の減免及び徴収猶予の期間は、決定した当該月の翌月から1年以内とする。 ただし、 <u>入学月</u> 当初に申請があったときは、 <u>入学月</u> からこれを行う。	第5条 授業料の減免及び徴収猶予の期間は、決定した当該月の翌月から1年以内とする。 ただし、 <u>4月</u> 当初に申請があったときは、 <u>4月</u> からこれを行う。
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 校長は、前2項による申請書等を受理したときは、次の各号に該当する者について三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程に基づき校長が授業料の減免または徴収猶予をする。	3 校長は、前2項による申請書等を受理したときは、次の各号に該当する者について三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程に基づき校長が授業料の減免または徴収猶予をする。
(1) 免除 ①～⑤ (略)	(1) 免除 ①～⑤ (略) <u>⑥ 家計急変による経済的理由から授業料の納付が著しく困難と教育長が認める生徒</u>
(2) 減額 (略)	(2) 減額 ① (略) <u>② 家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難と教育長が認める生徒</u>
4～6 (略)	4～6 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

発行
津市広明町13番地 三重県教育委員会